

工事番号																	
調査						令和 年 月 日						富 谷 市 役 所					
決 裁												合議					
			市		副		建		主		課		設計者	検査者	財政課長		
			長		市長		設		管		長						
富谷市 大清水・あけの平・富ヶ丘・とちの木 地内																	
令和8年度 大清水地区他緑地除草業務										実施仕様書							
一金												起 工 理 由					
円也																	
工費																	
円																	
内消費税相当額												施 工 方 法 そ の 他					
円												請負					
工 期 自 令和 8 年 月 日 日 間 至 令和 8 年 11 月 30 日																	
設 計 構 造 ・ 仕 様 概 要																	
緑地除草(1回目) 繁茂率90% 機械除草 A= 96,600 m2  緑地除草(2回目) 繁茂率70% 機械除草 A= 14,500 m2  刈草処分量 W= 35 t																	





# 令和8年度 大清水地区他除草業務 特記仕様書

## 第1章 総 則

- 第1 本仕様書は、令和8年度 大清水地区他除草業務を施行するために必要な作業方法等を定めるものである。
- 第2 この業務は、本仕様書によるほか関係法規等に準拠し実施するものとする。  
なお、本仕様書及び関係法令に明示のない事項など疑義が生じた事項は、発注者（以下「甲」という。）と、受注者（以下「乙」という。）が協議して定めることとする。
- 第3 乙は、甲と業務着手前に十分な打合せを行い、関係書類を提出し、その内容を説明し、甲の承認を受けるものとする。  
また、業務施行中の進捗状況を随時甲に報告し、監督員の指示を受けること。
- 第4 この業務に伴って必要となる関係機関への諸手続は、甲の承認を受けた後、乙の責任において実施するものとする。
- 第5 乙は、この業務中に、業務に起因して生じた諸事故について責任を負い、乙において一切を処理すること。

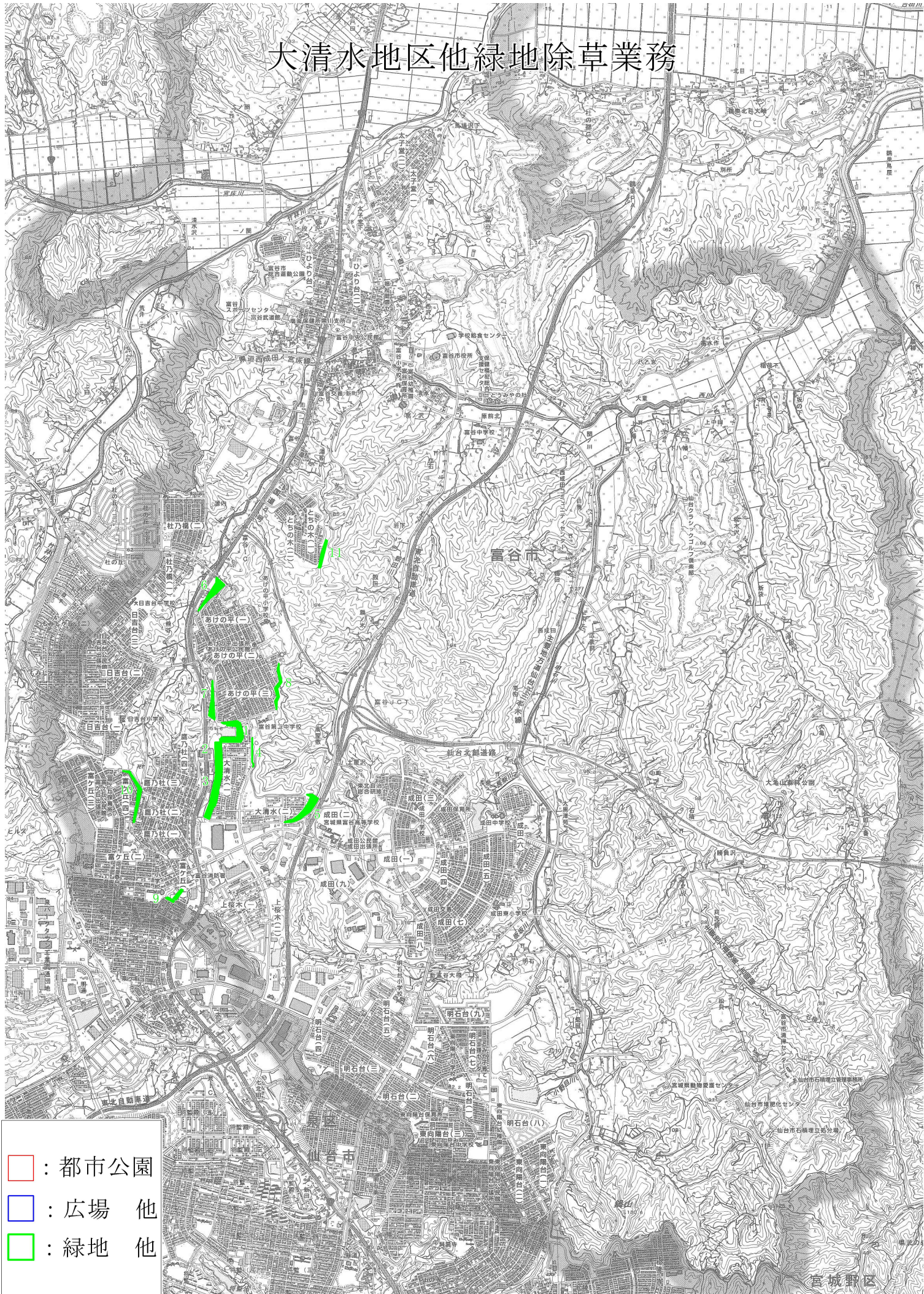
## 第2章 施 工

- 第6 施工時期については、除草1回目は6月上旬から6月下旬、除草2回目は9月上旬から9月下旬を標準とするが、現場の繁茂状況により、除草範囲と回数を変更することがある。
- 第7 乙は、業務に先立って現地調査を実施し、設計内容を十分に把握すること。
- 第8 乙は、施工時期及び施工順位について監督員と打合せの上、工程表を作成し承認を受けるものとする。
- 第9 乙は、業務で発生した草等について、仙台市環境局施設部 松森工場に搬入すること。また、草の搬入開始期日は監督員及び松森工場担当者と協議すること。
- 第10 除草した草は刈取り後、すみやかに集草し指定された箇所に運搬すること。

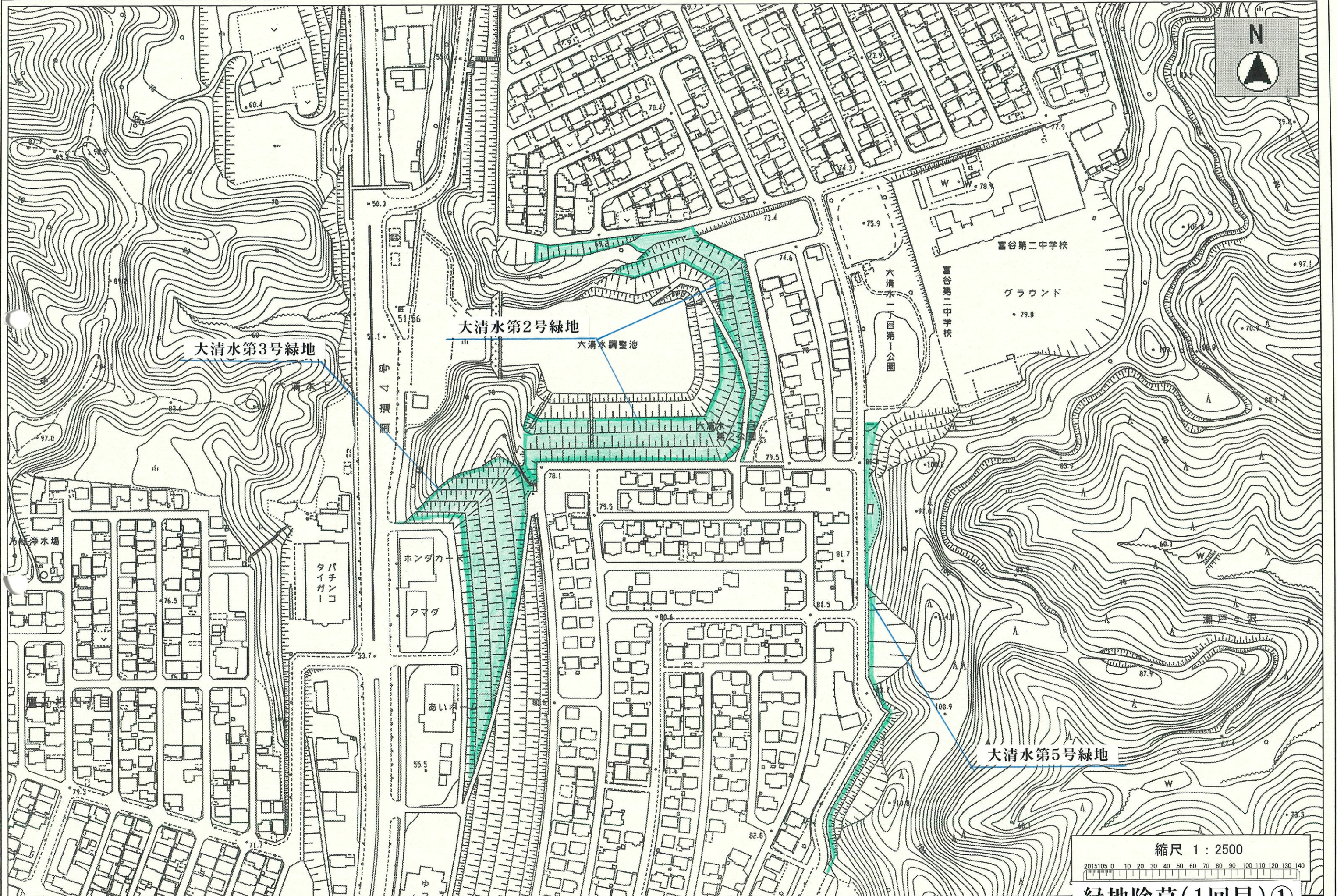




# 大清水地区他緑地除草業務



- 都市公園
- 広場 他
- 緑地 他



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

縮尺 1 : 2500

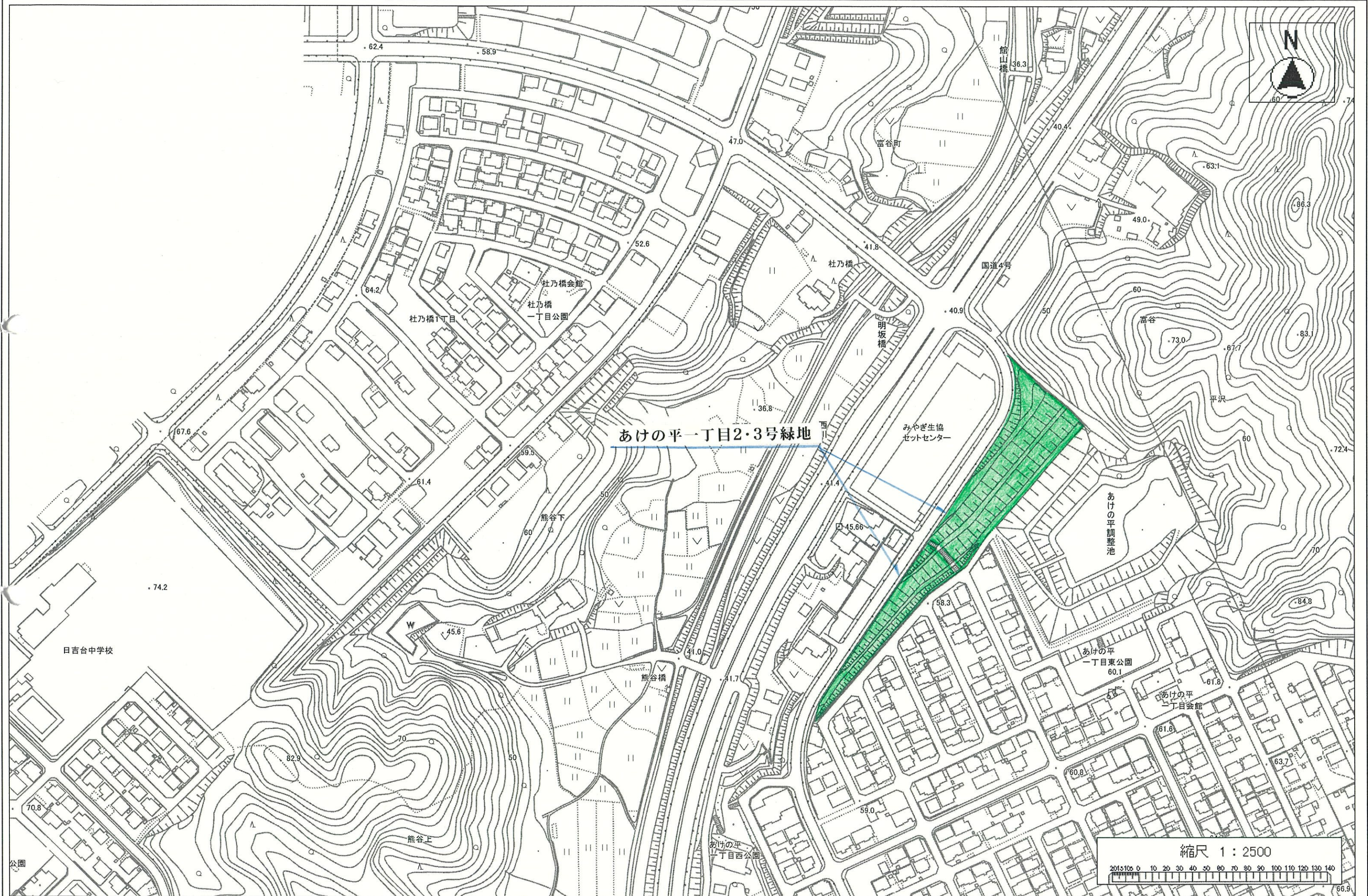
2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140

緑地除草(1回目)①



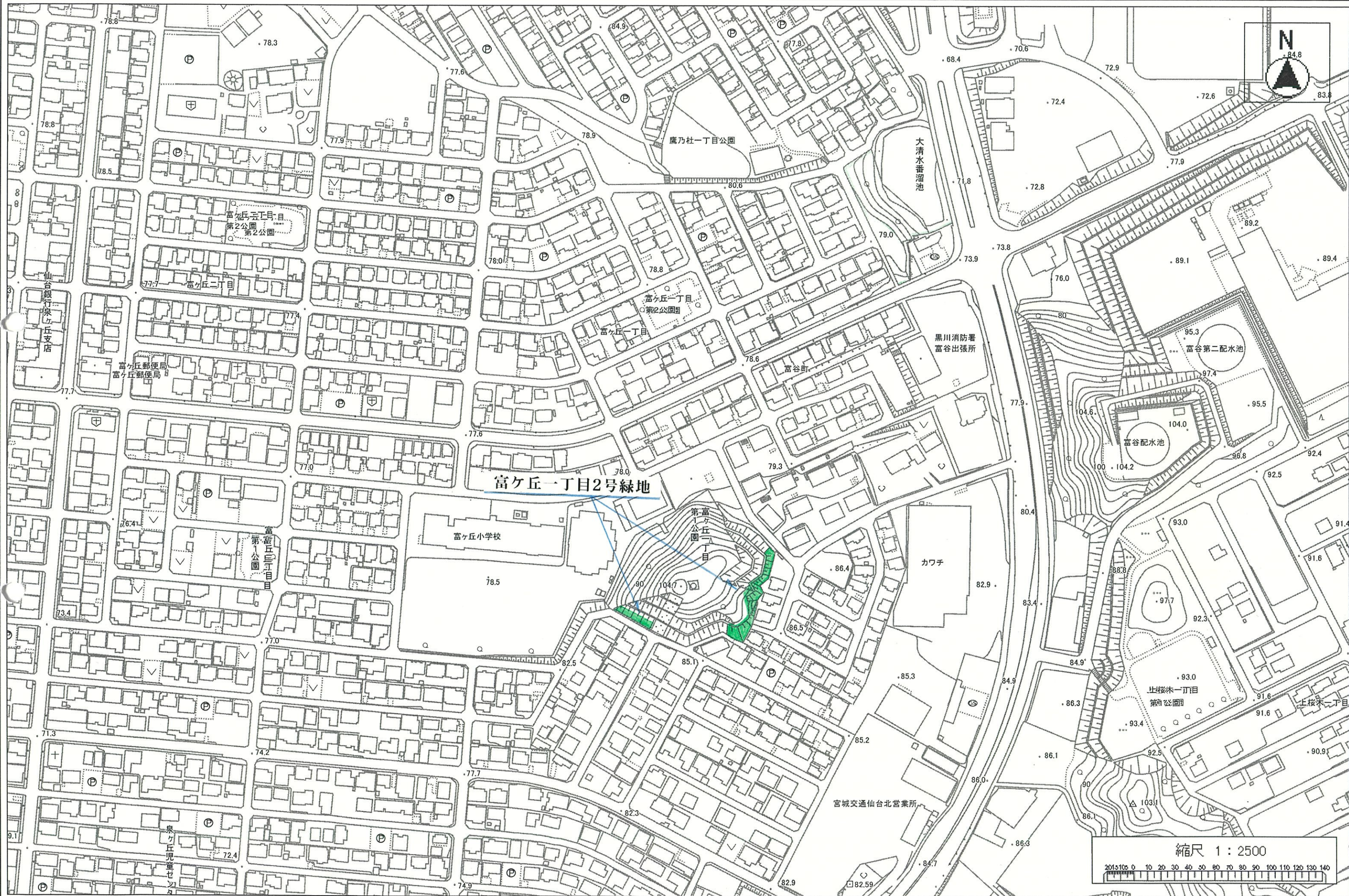
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

緑地除草(1回目)②



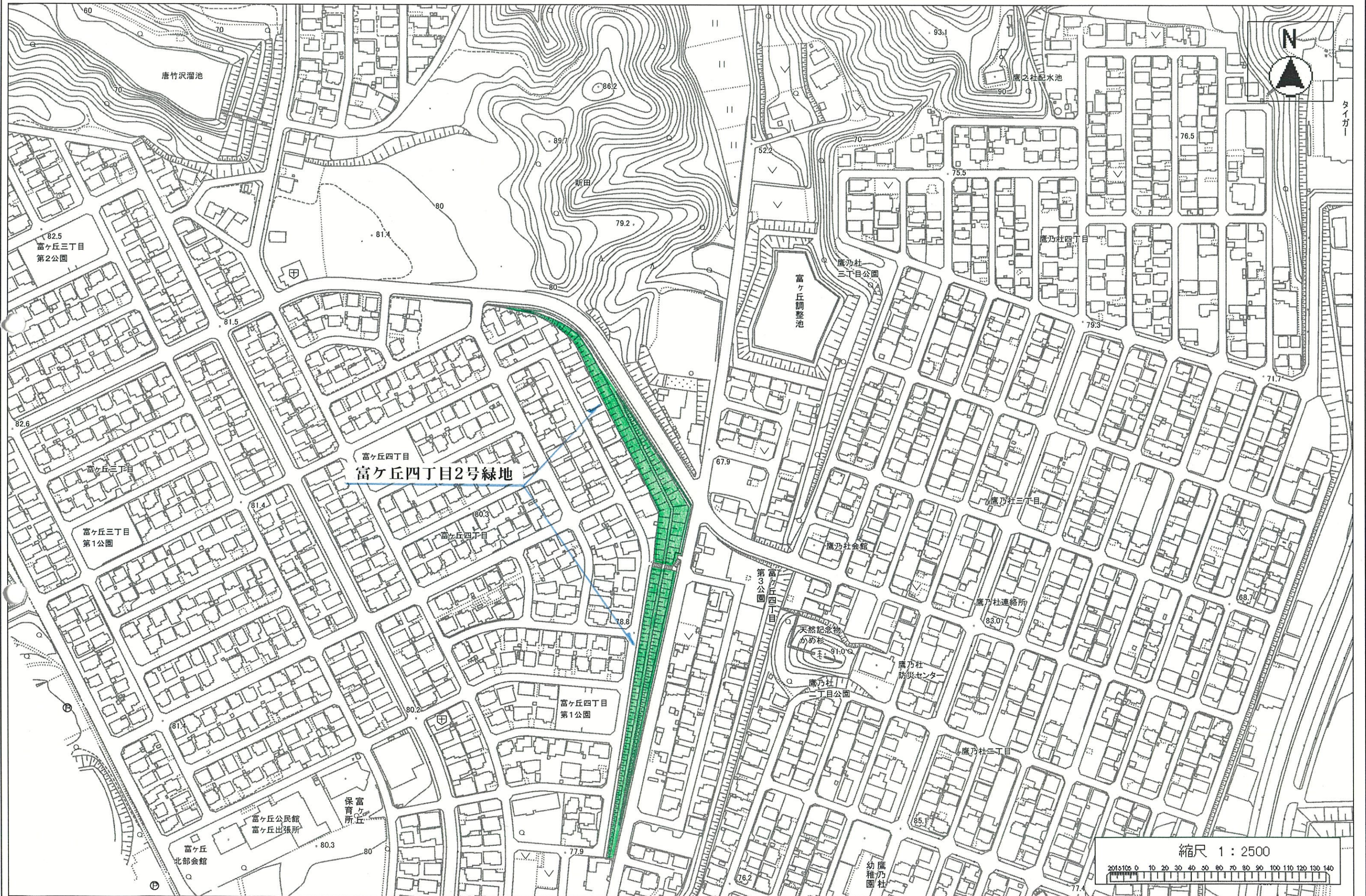
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません





この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

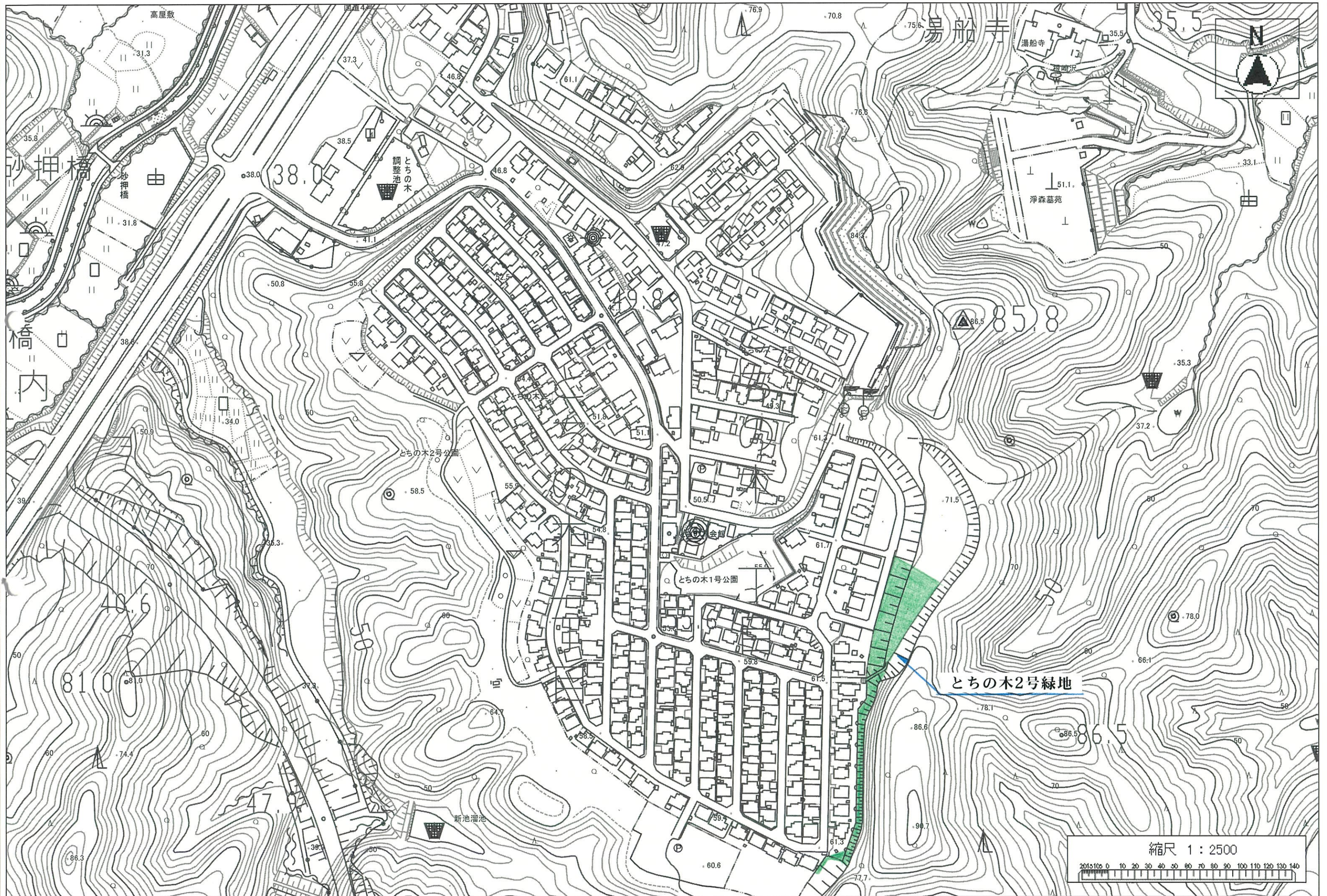
緑地除草(1回目)⑤



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

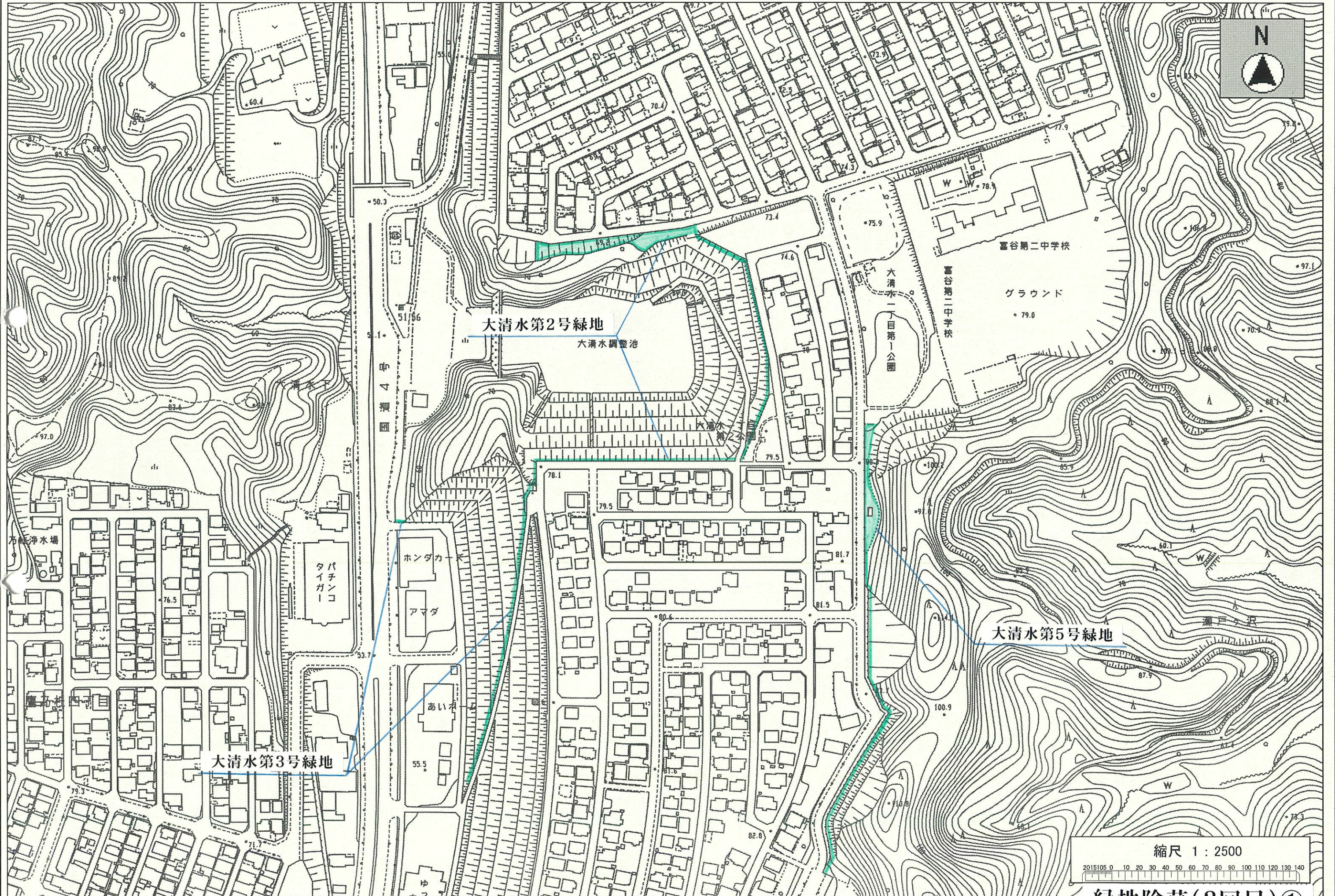
縮尺 1 : 2500

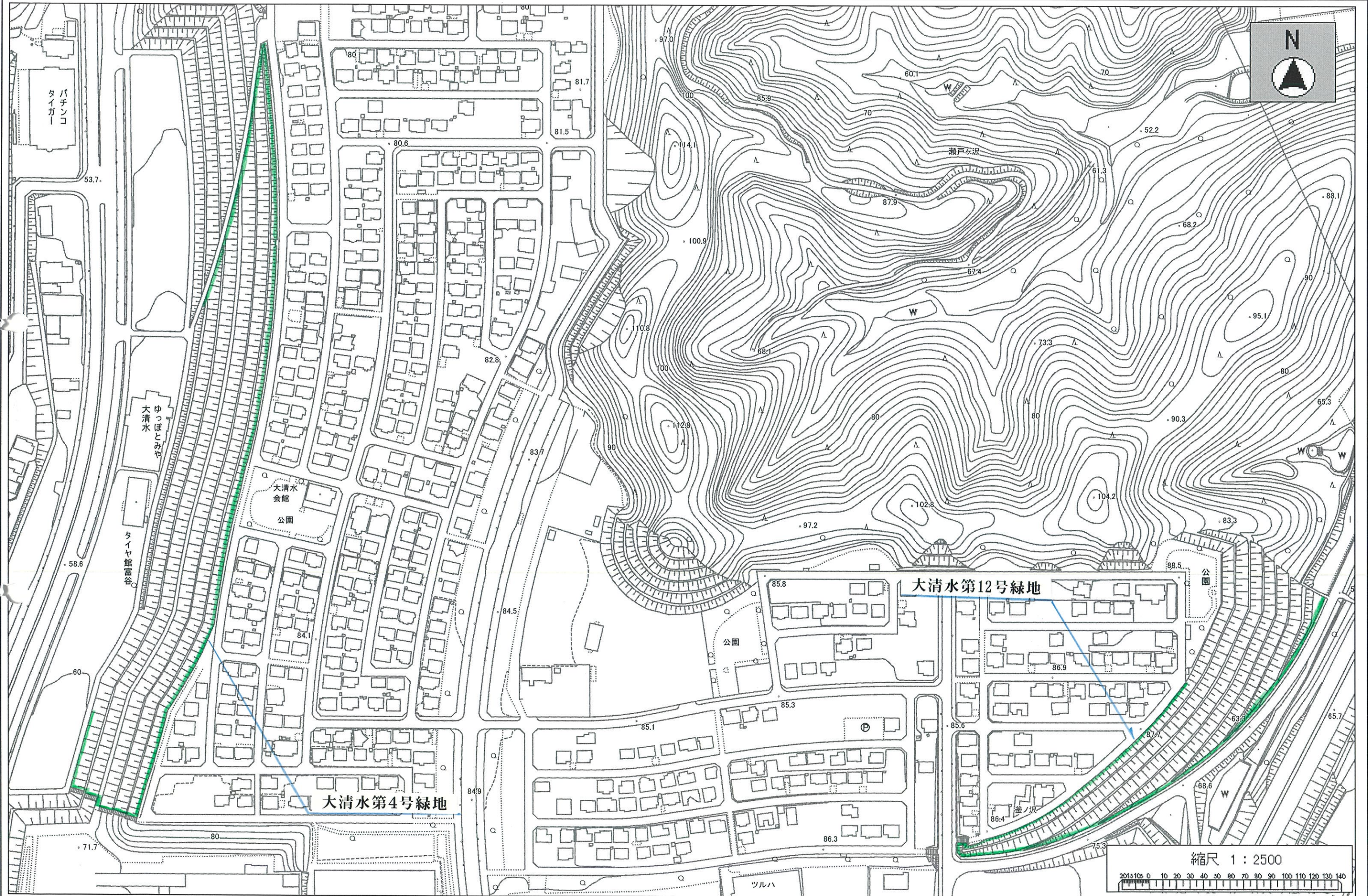
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

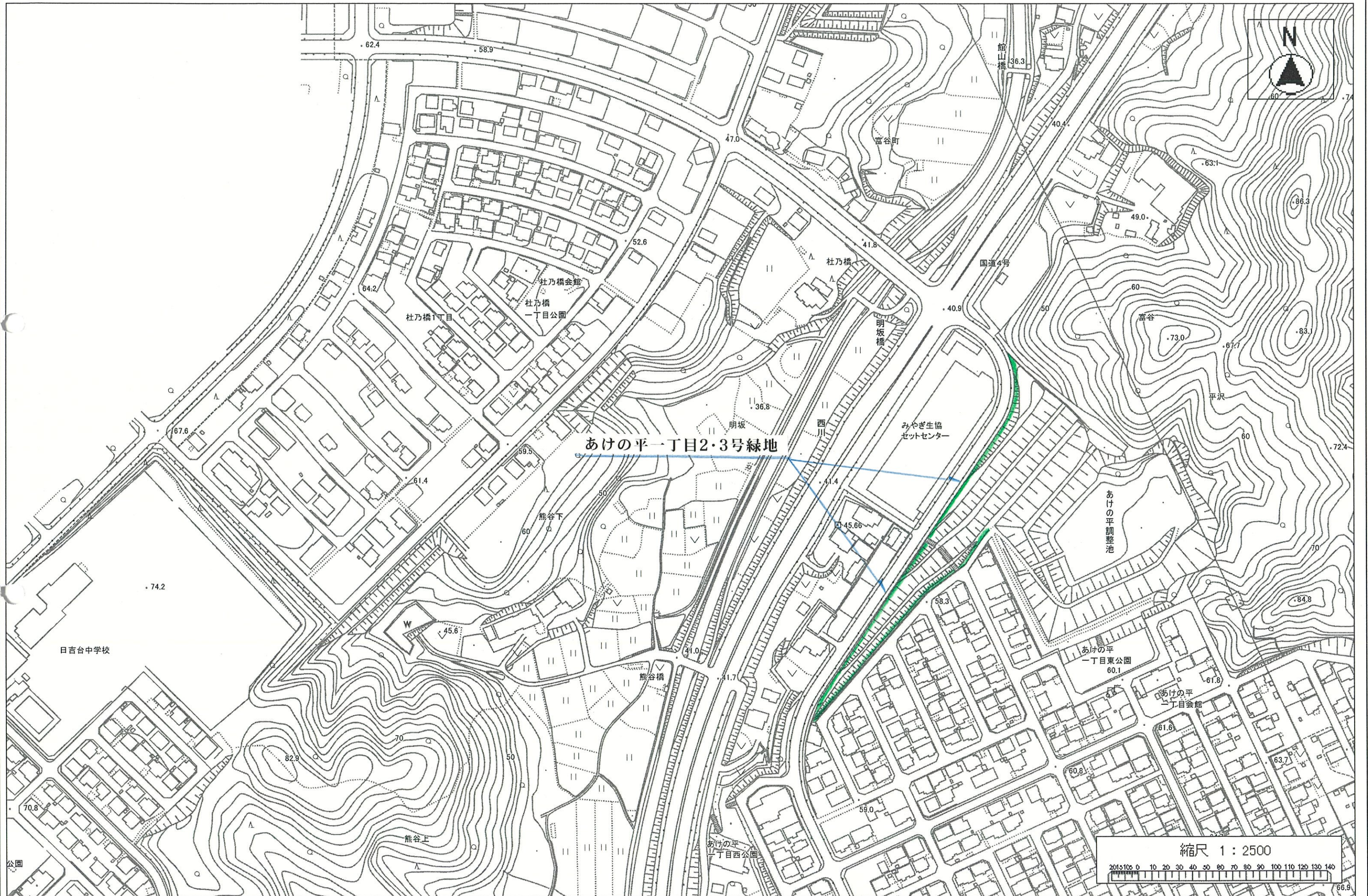
緑地除草(1回目)⑦





この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

緑地除草(2回目)②

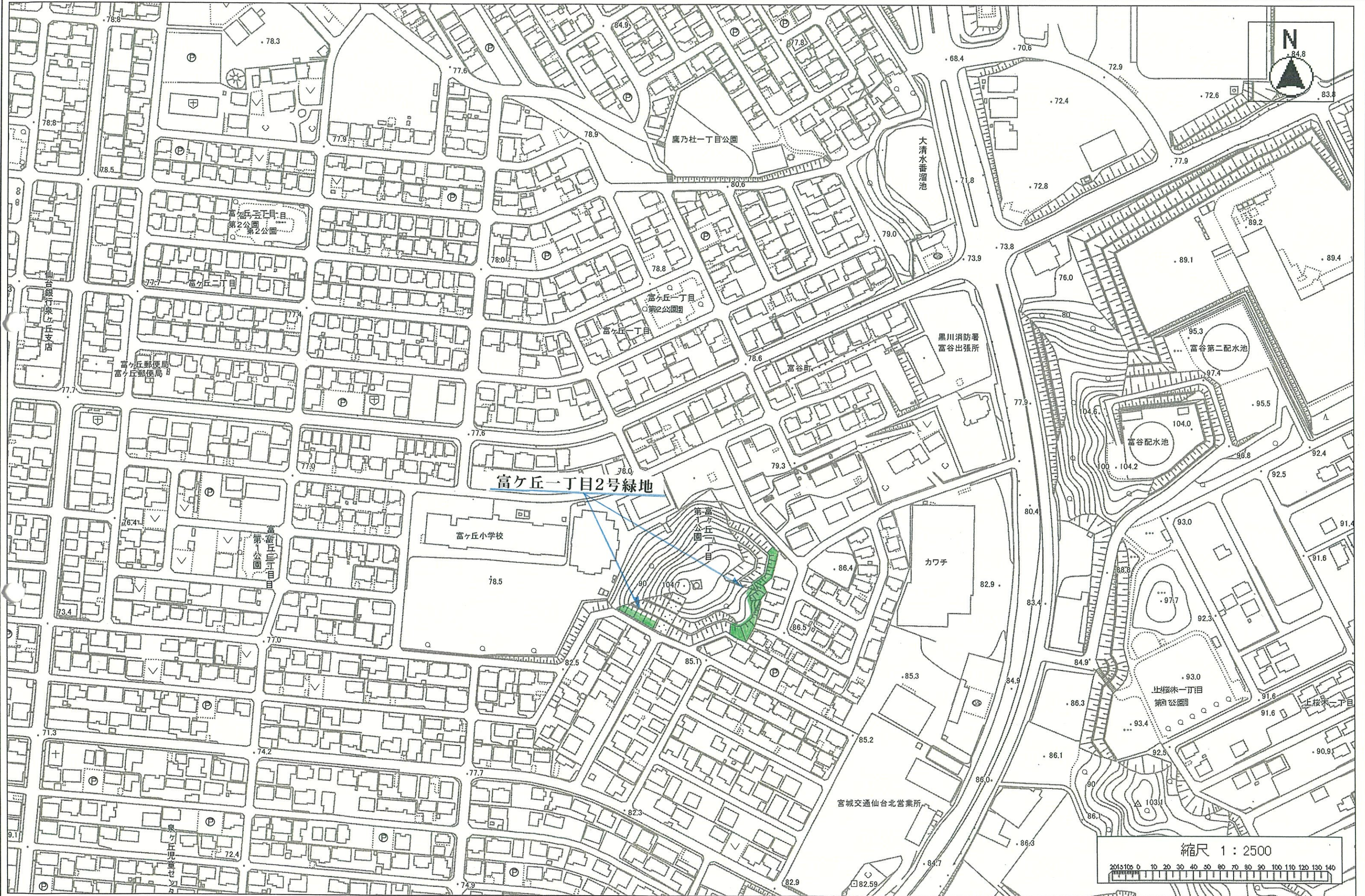


この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



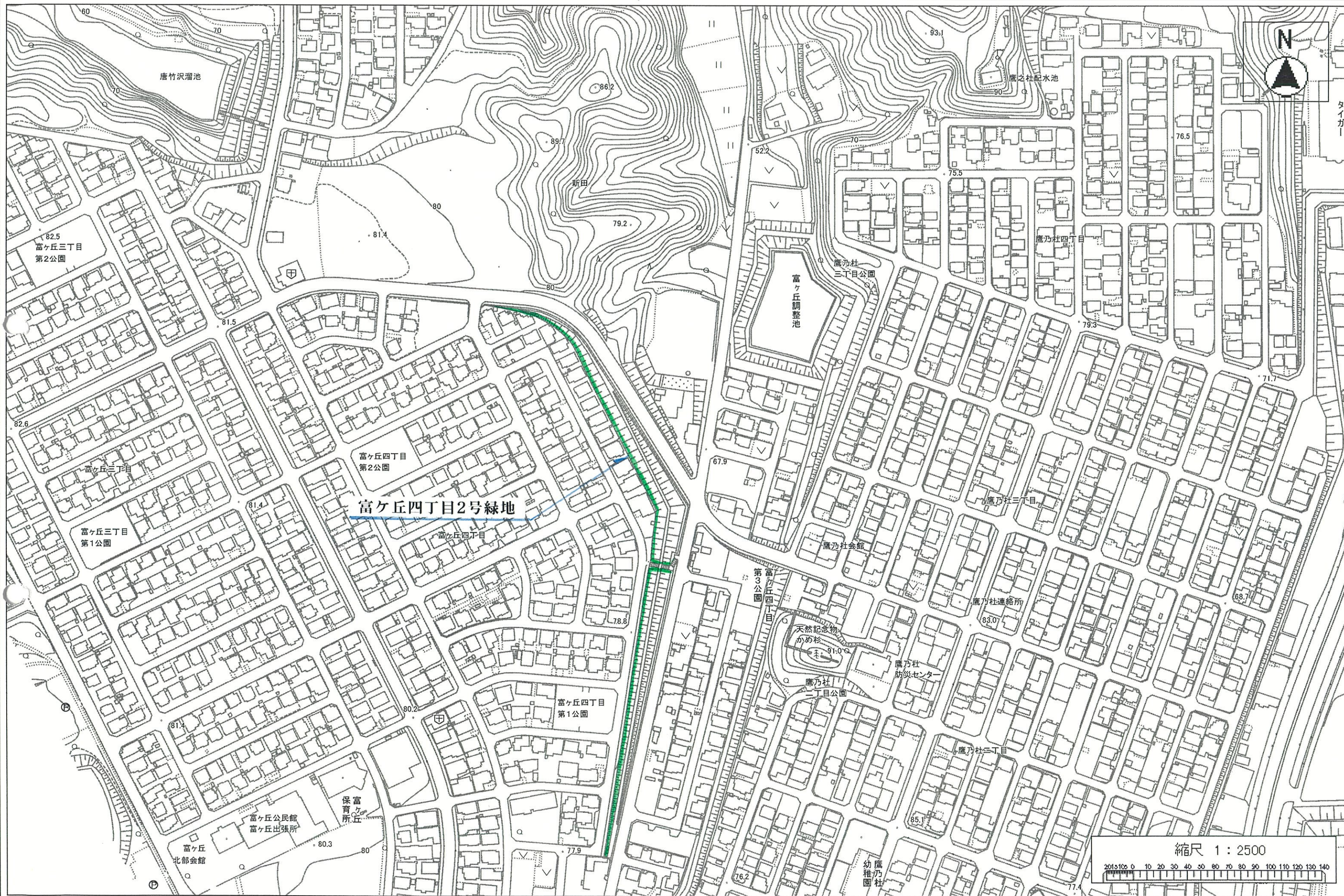
0 25 50 75 100(m)  
1:2500

緑地除草(2回目) ④

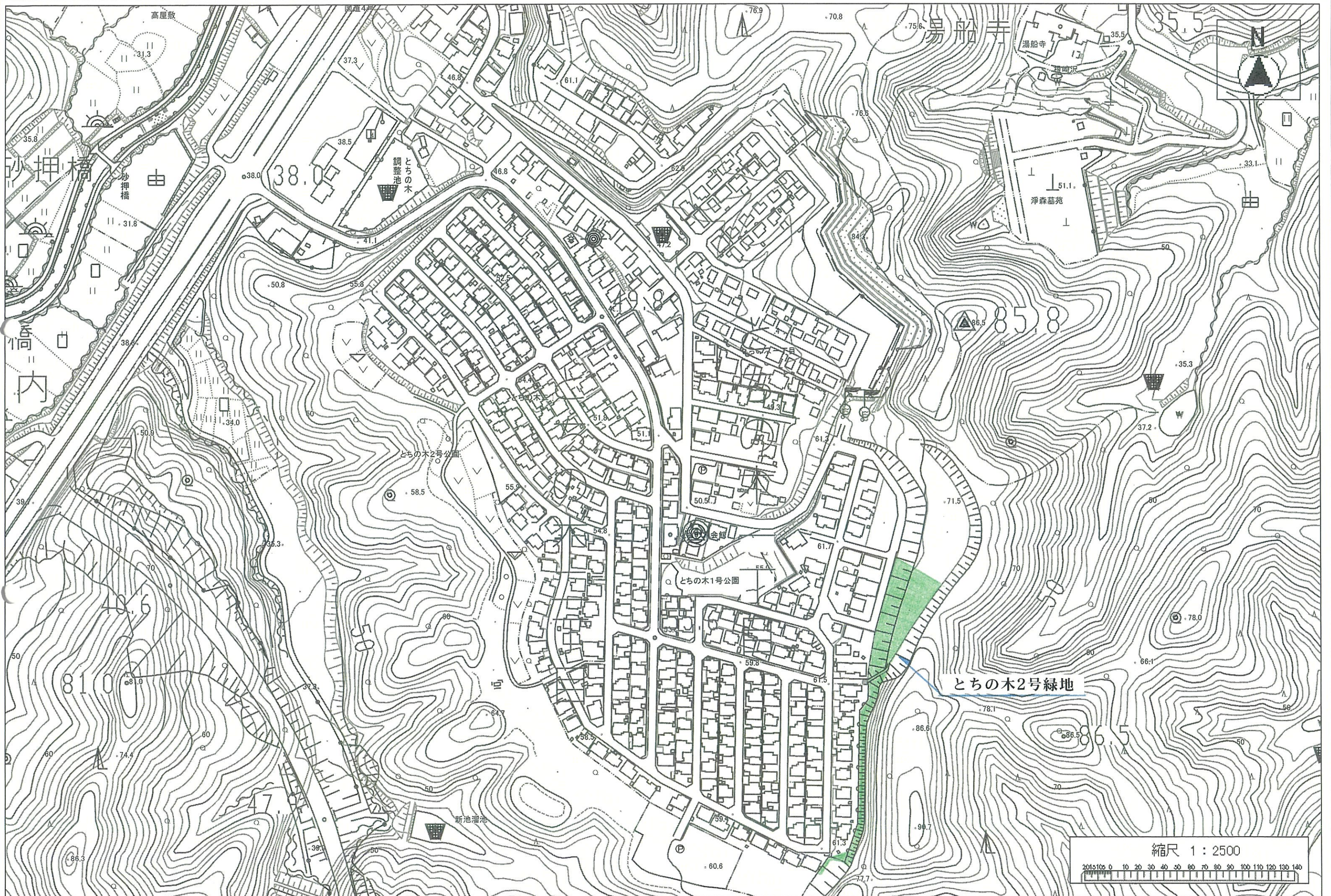


この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

緑地除草(2回目)⑤



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

緑地除草(2回目)⑦